

株 主 各 位

東京都新宿区市谷八幡町14  
株式会社インタア・ホールディングス  
代表取締役会長 大川 昭 徳

臨時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主総会参考書類のうち、当社ウェブサイト (<http://www.inteahd.co.jp>) に掲載することにより、当該株主総会参考書類から記載を省略した事項は下記の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「株式交換完全親会社の定款の定め」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 「株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」・・・・・・・・・・ 8

以上

## 1. 「株式交換完全親会社の定款の定め」

### 株式会社光通信 定款

#### 第1章 総則

##### 第1条 (商号)

当社は、株式会社光通信と称し、英文では、HIKARI TSUSHIN, INC. と表示する。

##### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (2) 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
- (3) 電気通信機器の販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事及びメンテナンス業
- (4) オフィス・オートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業
- (5) コンピュータ及び周辺機器に関するソフトウェアの設計、開発、販売及びメンテナンス業
- (6) コンピュータならびに周辺機器の販売及びメンテナンス業
- (7) 市場調査ならびに各種マーケティングリサーチの請負
- (8) 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
- (9) 損害保険代理店業務
- (10) 出版業
- (11) 広告業
- (12) 通信販売業
- (13) クレジットカードの取扱業務
- (14) 有価証券の取得、保有、投資及び運用
- (15) 経営一般に関するコンサルティング
- (16) 古物の売買及び賃貸業
- (17) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びコンサルタント業務
- (18) 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務
- (19) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
- (20) 前各号に定める業務以外は一切の事業

##### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都豊島区に置く。

##### 第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

##### 第5条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

#### 第2章 株式

#### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、233,398,568株とし、このうち183,398,568株は普通株式、50,000,000株はA種株式とする。

#### 第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

#### 第8条（A種株式）

当社は、議決権のないこと以外は普通株式と異ならないA種株式を発行することができる。

2. 取締役会の決議により、A種株式は普通株式へ転換することができる。この場合、A種株式は普通株式に1対1の比率で無償で転換されるものとする。
3. 当社はいつでもA種株式を買い入れ、これを当該買入価額で消却することができる。

#### 第9条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第10条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

#### 第11条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

#### 第12条（株式取扱規程）

当社の株式に関する手続き及び手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第13条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

#### 第14条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第15条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

2. 株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

#### 第16条（招集権者及び議長）

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

#### 第20条（株主総会の議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

### 第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

#### 第21条（取締役の員数）

当会社の取締役の員数は15名以内とする。

#### 第22条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第23条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### 第24条（役付取締役）

取締役会はその決議によって、取締役の中から、社長1名を選定し、業務上必要があるときは会長、副社長、専務取締役及び常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

#### 第25条（代表取締役）

会長及び社長は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

2. 前項の他、業務上必要があるときは、取締役会の決議によって当会社を代表すべき取締役若干名を選定することができる。

#### 第26条（取締役の分掌）

社長は、当会社の業務を統括し、他の取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が社長の職務を代行する。

#### 第27条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第28条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第29条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第30条（取締役会決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決とする旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第31条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、議事録を作成することを要する。

2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。

#### 第32条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第33条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第34条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。

#### 第35条（社外取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第36条（監査役の員数）

当社の監査役の員数は4名以内とする。

#### 第37条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第38条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第39条（常勤監査役）

監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### 第40条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

#### 第41条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

#### 第42条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

#### 第43条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第44条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第45条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、600万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

### 第6章 会計監査人

#### 第46条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第47条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第48条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、2億6千万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

### 第7章 計算

#### 第49条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

#### 第50条（剰余金の配当等）

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
3. 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。

#### 第51条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第52条（剰余金の配当等及び中間配当）

剰余金の配当等及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第53条（転換社債の転換の時期と配当金）

当会社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月末日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。



## 2. 「株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

### 事業報告

(平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当連結会計年度の事業の状況

###### ①事業の経過および成果

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における我が国経済は、アジア新興国経済の低迷といった景気の下振れリスクがあるものの、政府の経済対策や金融政策などを背景とした、雇用環境の改善と所得の増加による個人消費の持ち直しなど、緩やかな回復基調を維持しております。

当社グループの属する情報通信分野においては、移動体通信の市場が成熟する中で、政府の競争促進施策（総務省による携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースの提言等）による、携帯電話端末の「実質0円」廃止、仮想移動体通信事業者（MVNO）の参入、SIMロック解除の義務化、新料金プランの導入など、市場は大きく変化しております。

また、固定通信市場におきましても、光回線の卸売り販売により、さまざまな事業者が自社サービスと組み合わせてユーザーに提供することが可能となるなど、同事業分野におけるサービス競争は新たな局面を迎えております。

そのような中、当社グループでは、従来のビジネスである商品・サービスの取次ぎ（販売代理店モデル）に加え、自社開発商材やMVNOサービス、契約後の継続収益の一部を受け取るレベニューシェア型の商品・サービス（高ストックモデル）の獲得数を増やすことができました。その結果、販売手数料など販売活動に係る費用は増加いたしました。顧客契約数が伸びたことにより、将来の安定した収益源となるストック利益（※）が増加いたしました。

加えて、リアル店舗を運営する中小企業向けに、各業種に特化した予約管理システムの販売等を行う業種別・ITソリューション事業の契約（保有）店舗数も順調に推移いたしました。また、情報通信以外にも、ウォーターサーバーや保険などの生活に関連するサービスも拡大しており、当社グループの強みである販売力を活かしながら、収益力の向上を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高が574,523百万円（前連結会計年度比2.1%増）、営業利益が37,483百万円（同16.8%増）、経常利益が38,356百万円（同4.9%増）、税金等調整前当期純利益が51,173百万円（同11.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が25,021百万円（同20.5%増）となりました。

- (※) ストック利益とは、当社グループが獲得したユーザーによって契約後に毎月支払われる基本契約料金・使用料金・保険料金等から得られる収入から、顧客維持コスト、提供サービスの原価等を除いた利益分のことであります。収入については、通信キャリア、保険会社などから受け取る場合と、ユーザーから直接受け取る場合とがあります。

##### (法人事業)

法人事業におきましては、主要顧客である中小企業層に対し、訪問販売にてOA機器や環境関連商材、法人向け携帯電話等の販売などを通じて、業務効率向上とコスト適正化のご提案を行っております。また、コールセンターやWEB等では、固定回線やブロードバンド回線などの通信回線サービスの取次ぎ・販売を行っております。

そのような中、当社グループでは、従来のビジネスである商品・サービスの取次ぎ（販売代理店モデル）に加え、自社開発商材やMVNOサービス、契約後の継続収益の一部を受け取るレベニューシェア型の商品・サービス（高ストックモデル）の獲得数を増やすことがで

きました。

その結果、販売手数料など販売活動に係る費用は増加いたしました。顧客契約数が伸びたことにより、将来の安定した収益源となるストック利益が増加いたしました。

加えて、リアル店舗を運営する中小企業向けに、各業種に特化したITソリューションサービスの提案を行う業種別・ITソリューション事業の契約（保有）店舗数も順調に推移いたしました。

さらに、中小企業におけるエコやコスト削減に対する意識の高まりを背景に、LED照明をはじめとした、業務用空調機器や太陽光発電システム、ウォーターサーバー等の環境関連商材の販売を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の法人事業の売上高は275,780百万円（前連結会計年度比11.8%増）、営業利益は24,500百万円（同14.0%増）となりました。

### （SHOP事業）

SHOP事業におきましては、日本全国で展開する店舗において携帯電話端末や周辺機器、データ通信端末、モバイルコンテンツ等の販売事業を行っております。

携帯電話販売においては、当社グループにおいても、移動体通信市場の成熟ならびに携帯電話端末の「実質0円」廃止の影響により、販売台数が落ち込みましたが、携帯電話付帯サービスとして提供しているモバイルコンテンツの販売は堅調に推移いたしました。また、店舗の統廃合や当社グループの直営店を当社グループの代理店に譲渡するオフバランスを積極的に行うなど、効率的な店舗運営に向けた施策を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度におけるSHOP事業の売上高は271,383百万円（前連結会計年度比10.0%減）、営業利益は13,642百万円（同2.4%減）となりました。

### （保険事業）

保険事業におきましては、コールセンターや保険ショップにおける各種保険サービスのご提案に加え、顧客基盤を有する企業へのアポインター派遣を行う派遣事業や、法人向けにコンサルティングサービスを通じた保険代理店事業を行っております。

当連結会計年度においては、コスト圧縮による生産性の向上に取り組みつつ、コールセンター・店舗・WEB・訪問の各販売網の連携強化に注力し、販売は好調に推移いたしました。

その結果、当連結会計年度の保険事業の売上高は30,698百万円（前連結会計年度比79.8%増）、営業利益は4,312百万円（同78.2%増）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、以下の社債を発行したことにより、7,000百万円の資金調達を行いました。

（当社）

社債の銘柄	第4回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）	第5回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）	第6回無担保社債（株式会社りそな銀行保証付および適格機関投資家限定）
発行総額	2,000百万円	2,000百万円	3,000百万円
各社債の金額	200百万円	200百万円	100百万円
社債の形式	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない

利率	年0.39%	年0.20%	年0.31%
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
償還金額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成27年6月30日	平成28年2月29日	平成28年3月25日
償還期限	平成32年6月30日 (5年債)	平成33年2月26日 (5年債)	平成32年3月25日 (5年債)
利払日	毎年6月30日・12月30日	毎年2月末日・8月31日	毎年3月25日・9月25日
資金使途	借入金返済資金	借入金返済資金	借入金返済資金

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
・当社は、平成27年10月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社の株式会社アイフレッグと株式交換を行い、同社を完全子会社といたしました。

## (2) 企業集団の対処すべき課題

### (法人事業)

法人事業におきましては、従来の代理店としての販売活動に加え、付帯商材や自社商材の販売比率を高めることで、一顧客あたりの単価の増大を目指しつつ、代理店網の開拓、営業人員の増強、WEB販路などの新たな販売チャネルの構築等によって販売網を拡大することで、当社グループの保有顧客数をさらに増やし、将来の安定的な収益源となるストック利益を積み上げてまいります。

また、顧客データベースとその運用の精度を高めることによって、既契約ユーザーの価値を最大限引き出せるような効率のよい販売を推進し、クロスセル・アップセルによる増益を目指してまいります。

さらに、既存顧客との継続的な取引関係を維持（解約率の低下）するために、サポート体制の強化やコンプライアンスをはじめとする従業員教育の徹底を行い、一従業員あたりの利益率向上を課題として取り組んでまいります。

### (SHOP事業)

SHOP事業におきましては、移動体通信の市場が成熟しつつある中で、既存店舗の生産性向上が課題となります。また、事業領域を携帯電話端末販売に限らず、モバイルデータ通信端末や、モバイルコンテンツなどの付帯商材へ拡大し、今後のSHOP事業における利益成長を目指します。

### (保険事業)

保険事業におきましては、安定した利益成長を実現するために、顧客基盤を有する企業へのアポインター派遣を行う派遣事業の拡大や、店舗などの新たな販売チャネルの確保、適正な人員規模の維持と人材の育成に取り組んでまいります。

また、当社グループではこれまで情報漏洩防止等について積極的に取り組んでまいりましたが、今後ますます日本社会においてコンプライアンスの重要性が高まると予想されるため、情報セキュリティの継続的な強化が課題となります。

### (3) 直前3連結会計年度および当連結会計年度の財産ならびに損益の状況

区 分	第26期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第27期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第28期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第29期 (当連結会計年度) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
売上高(百万円)	500,312	565,165	562,509	574,523
営業利益(百万円)	24,594	31,763	32,084	37,483
経常利益(百万円)	27,186	39,737	36,551	38,356
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	16,887	29,352	20,763	25,021
1株当たり当期純利益(円)	343.15	623.71	450.27	538.13
総資産(百万円)	251,251	338,815	393,352	410,352
純資産(百万円)	123,854	143,651	175,511	180,340
1株当たり純資産額(円)	2,374.66	2,842.67	3,488.34	3,588.96

(注) 第29期(当連結会計年度)については、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

### (4) 主要な事業内容(平成28年3月末日現在)

当社の企業集団(当社および当社の関係会社)は、当社、連結子会社183社ならびに持分法適用非連結子会社及び関連会社103社により構成されております。当社は、持株会社として企業集団全般の経営管理を担い、各事業子会社・関連会社におきまして、主に「法人事業」、「SHOP事業」および「保険事業」を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容等
法人事業	主に中小企業向けのOA機器販売 各種通信サービスの加入取次ぎ 中小企業向け簡易業務サポート等の提供 法人向け移動体通信サービスの提供 その他法人顧客向けサービスの提供等
SHOP事業	店舗における携帯電話の新規加入および機種変更手続きに関する代理店業務 および携帯電話端末・周辺機器の販売等
保険事業	テレマーケティング手法を中心とした保険代理店事業等

### (5) 企業集団の主要な事務所(平成28年3月末日現在)

本 社	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
営 業 所	池袋、上野、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡、沖縄 他(当社を含む企業集団全体の営業所)

### (6) 企業集団の従業員の状況(平成28年3月末日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
9,731名	594名減

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数に含まれておりません。なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は2,074名であります。  
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
931名	76名減	31.3歳	4.5年

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数に含まれておりません。なお、最近1年間における臨時従業員の平均雇用人数は58名であります。  
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイ・イーグループ	101百万円	100.00%	OA機器の販売およびメンテナンス
ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社	100百万円	45.46% (7.74%)	ASP事業
株式会社エフティグループ	1,322百万円	51.23% (11.26%)	情報通信機器、OA機器の販売
株式会社メンバーズモバイル	250百万円	100.00% (100.00%)	法人向け携帯電話の販売
株式会社ウォーターダイレクト	1,254百万円	53.40% (37.54%)	ミネラルウォーター宅配事業
テレコムサービス株式会社	500百万円	81.25% (81.25%)	携帯電話の販売
株式会社ジェイ・コミュニケーション	90百万円	100.00%	携帯電話の販売
株式会社バイオ	1,261百万円	100.00%	携帯電話の販売
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	2,237百万円	70.13%	テレマーケティング手法を中心とした保険サービスの販売等
株式会社ウェブクルー	100百万円	100.00% (100.00%)	保険サービスの販売等

- (注) 1. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。  
2. 資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、平成28年3月末日現在の情報を記載しております。  
3. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 企業結合の経過

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

④ 企業結合の結果

上記②記載の重要な子会社を含め、連結子会社は183社、持分法適用非連結子会社および関連会社は103社であります。

(8) 主要な借入先および借入額（平成28年3月末日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	42,080百万円
株式会社三井住友銀行	4,964百万円
株式会社静岡銀行	3,133百万円
株式会社横浜銀行	1,569百万円
株式会社新銀行東京	1,000百万円

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。当社は、将来の成長に関する投資および財務体質の充実・強化を目的として、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 233,398,568株  
内訳 普通株式 183,398,568株  
A種株式 50,000,000株

(2) 当事業年度末における発行済株式の総数 47,749,642株  
内訳 普通株式 47,749,642株  
A種株式 0株

(注) 自己株式の数を控除しておりません。

(3) 当事業年度末の株主数 17,268名

(4) 当事業年度末における大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社光パワー	20,104,600株	43.27%
JP MORGAN CHASE BANK385632	1,389,056株	2.99%
重田康光	1,198,274株	2.58%
玉村剛史	1,141,470株	2.46%
有限会社テツ	1,100,000株	2.37%
有限会社マサ	1,100,000株	2.37%
有限会社ミツ	1,100,000株	2.37%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	768,400株	1.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	665,300株	1.43%
JP MORGAN CHASE BANK385174	596,800株	1.28%

- (注) 1. 当社は、当事業年度末日において自己株式を1,281,917株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中に定款授権に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式

普通株式	377,700株
取得価額の総額	3,035百万円

当事業年度中に株式交換により処分した自己株式

普通株式	606,812株
処分価額の総額	3,392百万円

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月末日現在）

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月末日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	重 田 康 光	
代表取締役社長	玉 村 剛 史	
常務取締役	和 田 英 明	コンシューマー事業本部長
常務取締役	儀 同 康	管理本部長
常勤監査役	西 島 義 隆	
監 査 役	田 中 稔	公認会計士
監 査 役	高 野 一 郎	弁護士

- (注) 1. 監査役 田中稔氏および高野一郎氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 田中稔氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役 田中稔氏および高野一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 責任限定契約に関する事項
- 当社は、社外監査役 田中稔氏および高野一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる額の合計額と6百万円のいずれか高い額を当該損害賠償責任の限度額としております。
- イ. 社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- ロ. 社外監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

#### (2) 社外役員に関する事項

##### ① 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（14回開催）（注）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 田中 稔	10回	71%	12回	100%
監査役 高野 一郎	12回	86%	12回	100%

（注）上記14回の実務取締役会のほか、会社法第370条および当社定款第30条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

② 取締役会および監査役会における発言状況

各社外監査役は、取締役会に出席し、主に会計的および法的な見地等から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための提言等を行っております。

また、各社外監査役は、監査役会に出席し、主に会計的および法的な見地から発言をする等、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、当社事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、当社事業の特性を踏まえた機敏で効率的かつ実質的な議論および迅速な意思決定を取締役会で行うことを重視し、また、社外監査役との間の適度な緊張関係と連携関係により、適切な監督・牽制の効いた体制が敷かれているため、社外取締役の選任は行ってきておらず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社といたしましては、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社の事業領域に関する知見や当社の企業経営や事業の特性への理解等を有し、かつ、当社経営陣からの独立性を有していることが必要であると考えておりますが、現時点では、これらの要件を満たす適任者の方の選定には至っておりません。適任でない方を形式的に社外取締役として選任した場合、機動的かつ柔軟な経営判断を阻害されるおそれがあり、相当でないと判断し、社外取締役を選定しておりません。

当社といたしましては、法令環境を含む社会環境や市場動向の状況等も勘案しつつ、当社に最適なコーポレート・ガバナンスを目指し、今後とも継続的に検討を重ねてまいります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	75百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19百万円 (12百万円)
計	7名	94百万円

- （注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月22日開催の第25回定時株主総会において賞与を含めた報酬等として年額600百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年11月22日開催の第13回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。  
4. 取締役および監査役の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額13百万円（取締役に対し12百万円、監査役に対し1百万円）を含めております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

181百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(2)に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。



**(3) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額**

343百万円

(注) 当社の子会社のうち、株式会社エフティグループ等は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

**(4) 非監査業務の内容**

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザー業務に対する対価を支払っております。

**(5) 責任限定契約に関する事項**

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、260百万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

**(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

**6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況**

**(1) 業務の適正を確保するための体制**

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a. コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および従業員が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。
  - b. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
  - c. 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
  - d. 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。
  - e. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、取締役および監査役は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。
  - b. 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。
  - c. リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
- イ. 職務権限・意思決定ルールの方針策定および見直し
  - ロ. 取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施
  - ハ. 予算管理規程に基づく中長期計画の方針策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施
  - ニ. 経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。
  - b. 当社内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言等を行うものとします。
  - c. 当社は、子会社の自主性および上場子会社の独立性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。
  - d. 当社は、当社グループ全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。
  - e. 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。
  - f. 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。
  - g. 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。

- h. 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的に子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。
- ⑥ 監査役補助人の設置ならびに監査補助人の独立性および監査役の監査役補助人への指示の実効性を確保するための体制
- a. 当社は、監査役から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、監査役の監査業務を補助する人員（以下「監査役補助人」といいます。）を配置するものとします。
  - b. 監査役補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
  - c. 監査役補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査役補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査役補助人は、監査役の職務の補助業務に関しては、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けないものとします。
  - d. 取締役および従業員は、監査役の要請により、以下の措置を講じるほか、監査役補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。
    - イ. 監査役補助人が、監査役に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
    - ロ. 監査役補助人が、監査役に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。
- ⑦ 取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役および従業員は、次に定める事項を監査役および監査役会に報告するものとします。
    - イ. 会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
    - ロ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
    - ハ. 重大な法令・定款違反
  - b. 子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前項各号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査役および監査役会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。
  - c. 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査役および監査役会に報告するものとします。
  - d. 前三項に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。
  - e. 前項に伴い、監査役は、取締役または従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができます。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
  - b. 当社は、監査役会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査役の監査業務に適した監査役会室を設置するものとします。なお、監査役会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
  - c. 当社は、監査役が要請した場合、監査役が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
  - d. 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。
  - e. 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
  - f. 当社は、社外監査役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査役会の合理的な要請により、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りです。

- ① 取締役および使用人の職務執行について
  - a. 取締役会は、取締役4名、監査役3名で構成され、当事業年度においては13回開催されました。取締役会の構成に関しては、経営の迅速化と牽制機能の強化を目的として、代表取締役2名の体制を採っております。
  - b. 取締役および各事業部門の責任者で構成される経営会議を定期的(月1回)に開催し、経営会議においては各事業部門の責任者より重要な業務執行に関する事項について報告がなされ、取締役出席のもと慎重に議論がなされております。
  - c. 情報管理部門を設置し、情報管理部門において、情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的な社員研修や各営業所の実査を行っております。
  - d. 「反社会的組織や暴力団に関する心得及び行動基本方針」を定め、グループ全体として企業対象暴力に対する認識と対応フローを統一することを目的として、「企業対象暴力(反社会的団体)対応マニュアル」を作成し、社内ホームページ等に掲載し、社内での周知徹底を図っております。
- ② リスク管理体制について

定期的(月1回)に当社グループ会社の事業本部ごとの各営業責任者持株会社である当社に統合された各管理部門の責任者によって構成されるリスクコミティにおけるリスク情報の吸い上げ等により、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを確認するとともに、具体的な助言や勧告を行い、業務の改善や問題発生 of 未然の防止を図っております。
- ③ 内部監査の実施について

代表取締役社長直轄で内部監査室の機能を有する内部監査室・CS・リスク管理部門を設置しており、内部監査室・CS・リスク管理部門において、当社およびグループ会社の業務

活動全般に関し、リスクマネジメントの一環として、その妥当性や会社資源の活用状況、法令・社内規程の遵守状況について、定期的（年2回以上）に関係会社や各営業所に対して内部監査を実施する等、多角的に内部監査を行っております。

#### ④ 企業集団の業務の適正性の確保について

当社および当社子会社からなるグループ企業集団のガバナンスに関しては、事業会社である当社の各子会社の管理機能を持株親会社である当社内のグループ管理部門に集約し、事業部門と管理部門を切り離すことで牽制機能を強化しており、管理機能毎には以下の施策を行っております。

- イ. 財務・経理・IR部門：各子会社の経営状況を管理・分析し、経営に反映するとともに、公正な開示を行い、透明性の確保を図っております。
- ロ. 法務・審査部門：各子会社業務のコンプライアンスを管理・監督し、また、取引与信枠の設定や潜在リスクの発見・回避等、経営リスクの管理を行っております。
- ハ. 人事・教育部門：グループ統一的な研修課程を実施することで、社員の資質向上に努め、また成果主義の原則に基づく評価・報酬体系を導入することで、グループ会社間の公平性を図っております。
- ニ. 総務・情報システム部門：グループのシステム管理を一元的に行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ホ. 内部監査室、CS・リスク管理部門：グループ従業員へ適正な行動規範を浸透させ、また、お客様等、社外からのご指摘・ご意見を経営に反映し、従業員の資質向上および顧客満足度（CS）の向上を目指しております。
- ヘ. 内部統制部門：金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備および運用に係る体制確保の一環として、主に経理部門・業務管理部門の業務監査、内部統制評価を行っております。
- ト. 情報管理部門：情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的に社員研修や各営業所の実査を行っております。

#### ⑤ 監査役の職務の執行について

- a. 監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名で構成され、客観性および中立性を確保し、経営監視機能を果たしております。
- b. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- c. 取締役会の開催前に事前に議案およびその提案理由・経緯等の内容について、社外監査役に開示し、社外監査役から指摘を受けた事項については、事前に必要な検討・対応措置を講じた上で、取締役会に上程することを原則としております。取締役会上程議案について社外監査役へ事前の諮問を行い、社外監査役からの指摘・監査等を事前に受けることで、監査役に対して取締役会議案に関する事前のチェック機能を付与し、監査役の機能強化および取締役会の運営の適法性・適正性・実効性を確保しております。
- d. 社外監査役および常勤監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、重要な会議への出席、当社グループの経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて、厳正な監査を行い、特に社外監査役による経営の監視機能が十分に発揮されたコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当事業年度において該当事項はありません。

**8. その他株式会社の状況に関する重要な事項**

当事業年度において該当事項はありません。

.....

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	212,135	流 動 負 債	172,697
現金及び預金	50,623	支払手形及び買掛金	41,139
受取手形及び売掛金	96,451	短期借入金	35,542
リース債権及びリース投資資産	10,028	1年内償還予定の社債	21,577
有価証券	17	未払金	49,691
たな卸資産	14,806	未払法人税等	11,734
未収入金	9,214	預り金	3,369
繰延税金資産	1,627	賞与引当金	2,091
その他	32,482	役員賞与引当金	117
貸倒引当金	△3,116	その他	7,432
固 定 資 産	198,217	固 定 負 債	57,314
有形固定資産	18,391	長期借入金	34,468
建物及び構築物	6,624	社 債	5,922
機械装置及び運搬具	1,664	役員退職慰労引当金	351
工具器具備品	889	繰延税金負債	13,108
土地	5,126	その他	3,463
リース資産	670	負債の部合計	230,012
その他	3,416	(純資産の部)	
無形固定資産	36,294	株主資本	136,563
のれん	30,617	資本金	54,259
その他	5,676	資本剰余金	21,422
投資その他の資産	143,531	利益剰余金	69,054
投資有価証券	129,336	自己株式	△8,173
長期貸付金	11,054	その他の包括利益累計額	30,207
敷金保証金	6,004	その他有価証券評価差額金	30,310
破産更生債権等	5,806	為替換算調整勘定	△104
繰延税金資産	657	退職給付に係る調整累計額	1
その他	1,709	新株予約権	777
貸倒引当金	△11,036	非支配株主持分	12,791
		純資産の部合計	180,340
資産の部合計	410,352	負債・純資産の部合計	410,352

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				
売 上 高				574,523
売 上 原 価				297,842
売 上 総 利 益				276,680
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				239,197
営 業 利 益				37,483
営 業 外 収 益				
受 取 利 息	351			
受 取 配 当 金	1,730			
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	105			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,760			
投 資 事 業 組 合 運 用 益	21			
負 の の れ ん 償 却 額	25			
そ の 他	1,263			6,259
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	994			
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,273			
為 替 差 損	1,205			
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	615			
支 払 手 数 料	385			
そ の 他	912			5,386
経 常 利 益				38,356
特 別 利 益				
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,385			
段 階 取 得 に 係 る 差 益	3,511			
子 会 社 株 式 売 却 益	584			
そ の 他	1,015			15,495
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	440			
投 資 有 価 証 券 評 価 損	674			
投 資 有 価 証 券 売 却 損	44			
の れ ん 償 却 額	638			
減 損 損 失	828			
そ の 他	51			2,679
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				51,173
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22,428			
法 人 税 等 調 整 額	944			23,373
当 期 純 利 益				27,799
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				2,777
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				25,021



## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	54,259	5,438	70,728	△8,676	121,750
会計方針の変更による累積的影響額		16,767	△17,472		△705
会計方針の変更を反映した当期首残高	54,259	22,206	53,255	△8,676	121,044
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△8,115		△8,115
親会社株主に帰属する当期純利益			25,021		25,021
連結範囲の変動			△1,107		△1,107
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,460			△2,460
自己株式の取得				△3,063	△3,063
自己株式の処分		1,676		3,567	5,243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△783	15,798	503	15,518
当期末残高	54,259	21,422	69,054	△8,173	136,563

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約 権	非支配 株主持 分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当 期 首 残 高	39,395	57	0	39,453	780	13,528	175,511
会計方針の変更による累積的影響額							△705
会計方針の変更を反映した当期首残高	39,395	57	0	39,453	780	13,528	174,806
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△8,115
親会社株主に帰属する当期純利益							25,021
連結範囲の変動							△1,107
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△2,460
自己株式の取得							△3,063
自己株式の処分							5,243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△9,084	△161	1	△9,245	△2	△736	△9,984
連結会計年度中の変動額合計	△9,084	△161	1	△9,245	△2	△736	5,533
当 期 末 残 高	30,310	△104	1	30,207	777	12,791	180,340

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数  
183社
- ・主要な連結子会社の名称  
株式会社アイ・イーグループ  
ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社  
株式会社エフティグループ  
株式会社メンバーズモバイル  
株式会社ウォーターダイレクト  
テレコムサービス株式会社  
株式会社ジェイ・コミュニケーション  
株式会社パイオン  
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング  
株式会社ウェブクルー

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称  
株式会社沖縄アイ・イーグループ
- ・連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数  
103社
- ・主要な会社等の名称  
株式会社インタア・ホールディングス  
株式会社バルパーク  
株式会社エスケアアイ

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称  
株式会社P&D
- ・持分法を適用しない理由  
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る決算書又は仮決算に基づく決算書を使用しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲の変更

- イ. (株)エンパワープレミアム他9社は新規設立により、連結の範囲に加えております。

- ロ. (株)メディキナー他5社は株式の取得により、連結の範囲に加えております。
  - ハ. (株)アイフラッグは株式の追加取得により持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。
  - ニ. エンパワーヘルスケア(株)他5社は当該会社の親会社を連結子会社としたことにより、連結の範囲に加えております。
  - ホ. FTGroup (Thailand) Co.,Ltd. (旧:FT Communications (Thailand) Co.,Ltd.) 他1社は重要性が増したことにより、連結の範囲に加えております。
  - ヘ. (株)E P A R K グルメは第三者割当増資により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。
  - ト. (株)エフ・ソルト他3社は株式の売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。
  - チ. UMSフィナンシャルパートナーズ(株)他3社は株式の売却により、連結の範囲から除外しております。
  - リ. (株)スマートサポート他3社は他の会社に吸収合併されたことにより、消滅しております。
  - ヌ. 工務店プラス(株)他2社は清算終了により、連結の範囲から除外しております。
- ② 持分法の適用範囲の変更
- イ. (株)サイサンマーケティング他3社は新規設立により、持分法適用の範囲に加えております。
  - ロ. (株)ヤマナシモバイル他7社は株式の取得により、持分法適用の範囲に加えております。
  - ハ. (株)トライデント他3社は第三者割当増資を引き受けたことにより、持分法適用の範囲に加えております。
  - ニ. (株)ジェーシーエヌ他1社は当該会社の保有会社を連結子会社としたことにより、持分法適用の範囲に加えております。
  - ホ. (株)E P A R K グルメは第三者割当増資により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。
  - ヘ. (株)エフ・ソルト他3社は株式の売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に加えております。
  - ト. (株)ビジョン他4社は株式の売却により、持分法適用の範囲から除外しております。
  - チ. (株)ノースブライghtは当該会社の保有会社を連結の範囲から除外したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。
  - リ. (株)アイフラッグは株式の追加取得により持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に加えております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、以下を除き連結会計年度と一致しております。

Active People's Microfinance Institution PLC 他2社の事業年度が1月1日から12月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、3月末日における仮決算に基づく決算書を使用しております。

(株)エフエルシー他7社の事業年度が3月1日から2月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日3月末日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券  
償却原価法(定額法)

- ・その他有価証券  
時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理しており

ます。また売却原価は移動平均法により計算しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち、当社グループの持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

ロ. たな卸資産

・商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員の退職による退職慰労金の支出に備え、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑤ のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについても、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、原則として税抜方式を採用しております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、  
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）  
及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差

額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん705百万円及び利益剰余金17,472百万円が減少するとともに、資本剰余金が16,767百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益が375百万円、経常利益が172百万円それぞれ増加し、税金等調整前当期純利益は199百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期首残高は16,767百万円増加するとともに、利益剰余金の期首残高は17,472百万円減少しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

定期預金	300百万円
建物及び構築物	2,195百万円
土地	3,865百万円
子会社株式	62百万円
計	6,423百万円

### (上記に対する債務)

買掛金	2,043百万円
短期借入金	657百万円
未払金	34百万円
預り金	3百万円
長期借入金	727百万円
計	3,467百万円

上記の資産を金融機関からの資金調達、製品供給取引及び請負取引から生じる債務（当期末残高2,868百万円）に対して担保提供しております。当該債務に係る根抵当権の限度額は5,776百万円であります。

### (2) たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品及び製品	13,943百万円
販売用不動産	384百万円
仕掛品	29百万円
原材料及び貯蔵品	449百万円

### (3) 有形固定資産の減価償却累計額 16,300百万円

### (4) のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは相殺して表示しております。

のれん	30,675百万円
負ののれん	58百万円
純額	30,617百万円

(5) 財務制限条項等

連結子会社である株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの長期借入金のうち9,500百万円（1年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

- ① 平成27年3月期決算以降、同社の各連結会計年度末および第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を6,600百万円および直前の連結会計年度末または第2四半期末における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 平成27年3月期決算以降、同社の各会計年度末および第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額を5,500百万円および直前の会計年度末または第2四半期末における個別貸借対照表上の純資産の部の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ③ 平成27年3月期決算以降の同社の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書および個別損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) のれん償却額

特別損失ののれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会最終改正平成23年1月12日 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	47,749,642株	一株	一株	47,749,642株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	1,537,575株	380,998株	636,656株	1,281,917株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、平成27年2月13日及び平成28年2月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取り等による増加であります。
2. 自己株式の数の減少は、当社と当社連結子会社との株式交換に伴う自己株式の処分、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年5月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,848百万円
- ・1株当たり配当金額 40円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月11日

平成27年8月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,079百万円
- ・1株当たり配当金額 45円
- ・基準日 平成27年6月30日
- ・効力発生日 平成27年9月4日

平成27年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,080百万円
- ・1株当たり配当金額 45円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月4日

平成28年2月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,107百万円
- ・1株当たり配当金額 45円
- ・基準日 平成27年12月31日
- ・効力発生日 平成28年3月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年5月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,369百万円
- ・1株当たり配当金額 51円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月7日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年8月25日取締役会決議分	平成18年8月25日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	155,400株	6,000株
新株予約権の残高	1,554個	60個

	平成19年3月30日取締役会決議分	平成20年2月26日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	61,400株	10,800株
新株予約権の残高	614個	108個

	平成20年6月25日取締役会決議分	平成20年6月25日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	76,600株	17,400株
新株予約権の残高	766個	174個

	平成20年11月13日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	3,900株
新株予約権の残高	39個

## 5. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

① 企業結合の概要

- ・被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 (株)アイフラッグ及び同社子会社6社

事業の内容 ホームページソリューション事業、システム・メディアソリューション事業

- ・企業結合を行った主な理由

(株)アイフラッグは、ホームページソリューションに続く主力サービスとして、業種特化型のシステム・メディアソリューションの本格立ち上げ、営業稼働人員の大幅な増員、システムや商材・サービスの新規開発等の大規模な積極投資の本格推進を開始しており、本株式交換により、同社の事業計画の根拠となる資金を安定的

に確保することが可能になるため、今後も投資を継続する必要があるシステム・メディアソリューションにおいて、早急なマーケットシェアの獲得による企業価値の向上を図ることが可能となるとともに、当社の展開する業種別特化型事業とのシナジーを実現することにより、収益力の強化を図ることを見込んでおります。

- ・企業結合日  
平成27年10月1日
  - ・企業結合の法的形式  
当社を株式交換完全親会社とし、(株)アイフラッグを株式交換完全子会社とする株式交換
  - ・結合後企業の名称  
変更はありません。
  - ・取得した議決権比率
 

企業結合前に所有していた議決権比率	36.3% (間接保有含む)
企業結合日に追加取得した議決権比率	63.7%
企業結合日に所有している議決権比率	100%
  - ・取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が株式交換による株式取得により、(株)アイフラッグの議決権の100%を獲得したため。
- ② 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日  
なお、平成27年10月1日までの期間に係る被取得企業の業績は、持分法による投資損失として計上していません。
- ③ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- |       |             |          |
|-------|-------------|----------|
| 取得の対価 | 企業結合日における時価 | 7,956百万円 |
| 取得原価  |             | 7,956百万円 |
- ④ 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数
- ・株式の種類別の交換比率  
当社の普通株式1株：(株)アイフラッグの普通株式0.012株
  - ・株式交換比率の算定方法  
複数のフィナンシャル・アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。
  - ・交付した株式数  
606,812株
- ⑤ 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額  
段階取得に係る差益 3,511百万円
- ⑥ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ・発生したのれんの金額 9,634百万円
  - ・発生原因  
取得原価が企業結合時における時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。
  - ・償却方法及び償却期間  
10年間にわたる均等償却

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、リース債権及びリース投資資産、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に長期保有目的の投資有価証券及び業務上の関係を有する企業の株式で



あり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債は、主に事業投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
現金及び預金	50,623	50,623	—
受取手形及び売掛金	96,451	96,451	—
リース債権及びリース投資資産	10,028	10,102	74
未収入金	9,214	9,214	—
有価証券及び投資有価証券	112,837	114,117	1,279
長期貸付金※1	11,994		
貸倒引当金※2	△4,830		
	7,164	7,192	28
資産合計	286,319	287,701	1,382
支払手形及び買掛金	41,139	41,139	—
未払金	49,691	49,691	—
預り金	3,369	3,369	—
短期借入金	22,287	22,287	—
長期借入金※1	47,724	47,796	72
社債※1	27,499	27,549	49
負債合計	195,827	195,949	122

※1 一年以内に回収予定の長期貸付金、一年以内に返済予定の長期借入金及び一年以内に償還予定の社債も含めております。

※2 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券（関係会社株式を含む）

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(3) リース債権及びリース投資資産、長期貸付金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1) 支払手形及び買掛金、未払金、預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等（連結貸借対照表計上額16,515百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,588円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	538円13銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流動資産</b>	<b>76,583</b>	<b>流動負債</b>	<b>105,428</b>
現金及び預金	11,214	買掛金	0
売掛金	2,157	短期借入金	23,937
有価証券	17	関係会社短期借入金	49,595
貯蔵品	5	1年内償還予定の社債	21,400
関係会社短期貸付金	43,195	未払金	3,943
前払費用	295	未払費用	97
繰延税金資産	350	未払法人税等	5,247
その他	19,347	預り金	452
<b>固定資産</b>	<b>204,337</b>	前受金	23
<b>有形固定資産</b>	<b>8,096</b>	賞与引当金	426
建物	2,375	その他	305
構築物	1	<b>固定負債</b>	<b>39,189</b>
機械及び装置	1,226	長期借入金	19,877
車両運搬具	0	社債	5,400
工具器具備品	205	役員退職慰労引当金	240
土地	4,285	繰延税金負債	12,437
リース資産	1	その他	1,233
<b>無形固定資産</b>	<b>330</b>	<b>負債合計</b>	<b>144,618</b>
ソフトウェア	200	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
のれん	99	<b>株 主 資 本</b>	<b>108,139</b>
電話加入権	30	<b>資 本 金</b>	<b>54,259</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>195,911</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>7,739</b>
投資有価証券	99,868	その他資本剰余金	7,739
関係会社株式	55,224	<b>利益剰余金</b>	<b>54,224</b>
関係会社社債	34	利益準備金	2,016
長期貸付金	1,952	その他利益剰余金	52,208
従業員長期貸付金	2,386	特別償却準備金	545
関係会社長期貸付金	63,125	繰越利益剰余金	51,663
破産更生債権等	160	<b>自己株式</b>	<b>△8,084</b>
長期前払費用	173	<b>評価・換算差額等</b>	<b>27,486</b>
その他	2,519	その他有価証券評価差額	27,486
貸倒引当金	△29,534	<b>新株予約権</b>	<b>677</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>136,303</b>
<b>資産合計</b>	<b>280,921</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>280,921</b>

## 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,524
売 上 原 価		473
売 上 総 利 益		19,050
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,858
営 業 利 益		8,191
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	649	
有 価 証 券 利 息	5	
受 取 配 当 金	8,128	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,760	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,973	
受 取 保 証 料	381	
受 取 賃 貸 料	1,625	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	333	16,858
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	577	
社 債 利 息	337	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,748	
支 払 賃 借 料	1,247	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1,561	10,473
経 常 利 益		14,576
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9,780	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	2,561	
そ の 他 の 特 別 利 益	2	12,344
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	79	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	332	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	70	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	667	
関 係 会 社 清 算 損	19	
そ の 他 の 特 別 損 失	9	1,188
税 引 前 当 期 純 利 益		25,733
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,760	
法 人 税 等 調 整 額	489	7,250
当 期 純 利 益		18,482

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								利益剰余金合計
					特別償却準備金	繰越利益剰余金							
当期首残高	54,259	6,063	6,063	1,204	89	42,563	43,857	△ 8,584	95,596	39,264	39,264	712	135,573
事業年度中の変動額													
剰余金の配当						△ 8,115	△ 8,115		△ 8,115				△ 8,115
剰余金の配当に伴う積立				811		△ 811	—		—				—
特別償却準備金の積立					455	△ 455	—		—				—
当期純利益						18,482	18,482		18,482				18,482
自己株式の取得								△ 3,063	△ 3,063				△ 3,063
自己株式の処分		1,676	1,676					3,563	5,239				5,239
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										△ 11,778	△ 11,778	△ 35	△ 11,813
(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。													
事業年度中の変動額合計	—	1,676	1,676	811	455	9,099	10,367	499	12,543	△ 11,778	△ 11,778	△ 35	729
当期末残高	54,259	7,739	7,739	2,016	545	51,663	54,224	△ 8,084	108,139	27,486	27,486	677	136,303

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
  - ・時価のあるもの  
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により計算しております。）
  - ・時価のないもの  
移動平均法による原価法
  - ・投資事業有限責任組合等への出資  
入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
主として、定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
役員の退職による退職慰労金の支出に備え、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

#### (5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保提供資産

建	物	1,336百万円
土	地	3,164百万円
計		4,501百万円

上記に対応する債務

上記資産を連結子会社の製品供給取引及び請負取引等から生じる債務（当事業年度末残高1,712百万円）に対して担保提供しております。なお、建物及び土地の担保提供に係る根抵当権の極度額は3,676百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,094百万円

(3) 偶発債務

以下の関係会社に対し、仕入等債務保証及び銀行借入保証を行っております。

仕入等債務保証	テレコムサービス株式会社	17,278百万円
	株式会社ジェイ・コミュニケーション	5,832百万円
	株式会社メンバーズモバイル	4,627百万円
	株式会社H i - B i t	2,400百万円
	株式会社アイ・イーグループ	2,378百万円
	株式会社ネットワークコンサルティング	1,479百万円
	株式会社NAC	1,415百万円
	その他	2,636百万円
	計	38,049百万円

銀行借入保証	ライフティ株式会社	2,000百万円
	株式会社メンバーズモバイル	870百万円
	株式会社京王ズホールディングス	790百万円
	株式会社アイ・イーグループ	736百万円
	株式会社ジェイ・コミュニケーション	674百万円
	テレコムサービス株式会社	600百万円
	その他	833百万円
	計	6,504百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	18,090百万円
② 長期金銭債権	431百万円
③ 短期金銭債務	846百万円
④ 長期金銭債務	719百万円

(注)上記金額には、独立掲記したものは含まれておりません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	13,604百万円
② 仕入高	3百万円
③ その他の営業取引高	600百万円
④ 営業取引以外の取引高	11,685百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	1,537,575株	380,998株	636,656株	1,281,917株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、平成27年2月13日及び平成28年2月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取り等による増加であります。

2. 自己株式の数の減少は、当社と当社連結子会社との株式交換に伴う自己株式の処分、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	9,043	百万円
投資有価証券評価損否認	1,631	
関係会社株式評価損否認	7,817	
投資事業組合等損失否認	24	
貸倒損失否認	1,626	
連結法人間譲渡損繰延	54	
その他	761	
繰延税金資産小計	20,959	
評価性引当額	△20,531	
繰延税金資産合計	428	

繰延税金負債

特別償却準備金	240	
その他有価証券評価差額金	12,274	
繰延税金負債合計	12,515	
繰延税金負債の純額	12,086	

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は655百万円減少し、法人税等調整額が17百万円、その他有価証券評価差額金が673百万円、それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

①役員及びその近親者等

種類	会社等の名称	資本金または出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ひかり法律事務所	—	法律事務所	—	法律顧問	法律事務の委任	24	—	—
						事務所の賃貸	1	未収入金	0

- (注) 1. ひかり法律事務所は役員である重田康光の近親者が代表を務める法律事務所であります。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 イ. 法律事務の委任については旧弁護士報酬規定等を参考にして取引条件を決定しております。  
 ロ. 事務所の賃貸料は近隣の取引実勢に基づいて決定しております。

②重要な子会社の役員及び近親者

該当事項はありません。



③子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	テレコムサービス株式会社	東京都豊島区	500	携帯電話の販売等	間接81.25	債務保証 資金の借入 役員の兼任	債務保証(注3)	17,878	—	—
							保証料の受取	200	未収入金	16
							資金の借入(注1)(注2)	2,828	関係会社短期借入金	9,932
子会社	株式会社インフォサービス	東京都豊島区	90	携帯電話の販売等	直接100	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	4,865	関係会社長期貸付金	7,429
子会社	株式会社ビジネスパートナー	東京都新宿区	223	OA機器の販売等	直接99.99 間接0.01	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	1,311	関係会社短期貸付金	29,143
子会社	株式会社アイ・イーグループ	東京都豊島区	101	OA機器の販売等	直接100	債務保証 資金の借入	債務保証(注3)	3,114	—	—
							保証料の受取	44	未収入金	11
							資金の借入(注1)(注2)	4,169	関係会社短期借入金	13,606
子会社	株式会社メンバーモバイル	東京都豊島区	250	法人向け携帯電話の販売等	間接100	債務保証 資金の借入 ロイヤリティの受取	債務保証(注3)	5,497	—	—
							保証料の受取	41	未収入金	10
							資金の借入(注1)(注2)	3,563	関係会社短期借入金	3,563
							ロイヤリティの受取(注4)	5,682	未収入金	1,268
子会社	株式会社ハローコミュニケーションズ	東京都豊島区	101	通信回線サービスの販売等	直接100	資金の援助 資金の借入 役員の兼任	資金の回収(注1)(注2)	4,596	関係会社短期貸付金	—
							資金の借入(注1)(注2)	3,427	関係会社短期借入金	3,427
子会社	株式会社Hi-Bit	東京都豊島区	90	通信回線サービスの販売等	間接100	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	8,591	関係会社長期貸付金	9,082
子会社	株式会社コンタクトセンター	東京都豊島区	90	OA機器の販売等	直接100	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	2,760	関係会社長期貸付金	7,704
子会社	株式会社オリエンタル・エージェンシー	東京都豊島区	90	通信回線サービスの販売等	直接0.29 間接98.89	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	2,539	関係会社長期貸付金	5,343
子会社	株式会社マーケティング	東京都豊島区	30	通信回線サービスの販売等	間接100	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	2,226	関係会社長期貸付金	7,515
子会社	株式会社ブロード・トゥ・フューチャー	東京都豊島区	25	通信回線サービスの販売等	間接100	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	257	関係会社長期貸付金	3,689
子会社	株式会社EPARK	東京都豊島区	90	メディア広告、ソリューション事業	直接99.95 間接0.03	資金の援助 増資の引受 株式の譲渡	資金の回収(注1)(注2)	3,664	関係会社長期貸付金	2,598
							増資の引受	18,362	—	—
							株式の譲渡	10,373	—	—
子会社	ライフティ株式会社	東京都新宿区	100	コンサルティング業務	間接100	資金の援助	資金の回収(注1)(注2)	546	関係会社短期貸付金	3,972
子会社	株式会社ネットワークコンサルティング	東京都豊島区	110	通信回線サービスの販売等	直接100	資金の借入 ロイヤリティの受取	資金の借入(注1)(注2)	3,176	関係会社短期借入金	5,950
							ロイヤリティの受取(注4)	2,844	未収入金	768
子会社	株式会社ネットワークサービス	福岡県大牟田市	90	通信回線サービスの販売等	間接100	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	940	関係会社長期貸付金	3,511
子会社	株式会社アイフラッグ	東京都港区	100	ホームページソリューション、システム・メディアソリューション事業	直接5.00 間接95.00	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	4,449	関係会社短期貸付金	5,900
子会社	株式会社ジェイ・コミュニケーション	東京都豊島区	90	携帯電話の販売等	直接100	債務保証	債務保証(注3)	6,507	—	—
							保証料の受取	32	未収入金	15

- (注1) 資金の貸付及び資金の借入の取引金額は当事業年度中における純増減額を記載しております。
- (注2) 資金の貸付及び資金の借入は当社の規定に基づき、市場金利等を勘定し協議の上決定しております。
- (注3) 当社は連結子会社の銀行借入及び取引から生じる債務に対して債務保証を行っており、保証料は協議の上合理的に決定しております。
- (注4) ロイヤリティの受取は当社の規定に基づき、協議の上合理的に決定しております。
- (注5) 連結子会社への関係会社長期貸付金に対し、合計27,771百万円の貸倒引当金を計上しております。  
また、当事業年度において合計6,409百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,918円71銭
(2) 1株当たり当期純利益	397円51銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 光 通 信

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 秋 洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土 屋 光 輝 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社光通信の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

株式会社 光 通 信

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 秋 洋 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土 屋 光 輝 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光通信の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人 から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 各監査役間にて異なる監査意見はございません。

4. 重要な後発事象はございません。

平成28年5月20日

株式会社光通信 監査役会

常 勤 監 査 役 西 島 義 隆 ㊟

社 外 監 査 役 田 中 稔 ㊟

社 外 監 査 役 高 野 一 郎 ㊟

以上